

不妊治療にかかった費用の一部を助成します

音更町では、不妊治療を受けるご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療・一般不妊治療にかかった費用の一部および特定不妊治療の通院にかかった交通費の一部を助成します。

治療開始日から申請日まで継続して婚姻している夫婦（事実婚含む）で、治療を受けた人の住民票が音更町にあり、他の市町村から同様の助成を受けていない人が対象です。

特定不妊治療費



1回の治療につき上限 20万円

条件	①治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること ②申請時において高額療養費の申請が済んでいること
回数	治療開始日における妻の年齢が 40歳未満：1子につき通算6回まで 40歳以上：1子につき通算3回まで

※令和5年4月1日以降に開始し、令和6年4月1日以降に終了した治療が対象です。

※令和5年4月1日以降に開始し、令和6年3月31日までに終了した治療については、助成上限額が7万5千円になります。

一般不妊治療費



1年度に夫婦1組につき上限 10万円

※1年度：4月1日から翌年3月31日までの期間

※1年度分に要した費用の合算になりますので、年度治療分をまとめて申請してください（回数制限なし）。

通院交通費

※特定不妊治療のみ



自宅から医療機関までの距離が25kmを超える場合

距離数に応じて支給

※令和6年4月1日以降の通院分が対象です。

※自宅から医療機関までの距離数に応じて、助成上限額を設定しています。

* 高額療養費・付加給付金等の支給について

高額療養費または付加給付金等の支給がある方は、支給金額を除いた最終的な自己負担額に対して上限額を限度に助成します。

制度の該当の有無や支給金額については、加入している健康保険または組合に事前に確認しておいてください（支給までに2か月程度かかる場合もあります）。

対象となる治療

特定不妊治療 (生殖補助医療)	①採卵・採精、体外受精、顕微授精など ②上記①と併用して行った先進医療 ③上記①の一環として行った男性不妊手術
一般不妊治療	タイミング法、人工授精など

(参考) 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲 (: 治療実施)

治療内容 (A~Fが助成対象範囲です)	採卵 まで	採精 (夫)	受精	胚移植			妊娠の 判定
				新鮮 胚移植	胚凍結	凍結 胚移植	
A 新鮮胚移植を実施							
B 凍結胚移植を実施(受精卵をいったん凍結し、母体の状態を整えてから胚移植を実施)							
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施							
D (採卵後)体調不良等により移植のめどが立たず治療終了							
E 受精できず(胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止)							
F 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止							

申請方法 下記書類を揃えて健康推進課おやこ保健係へ提出してください。

- ①申請書兼口座振込依頼書
- ②受診証明書(医療機関記載)
- ③医療機関及び薬局が発行した治療に係る領収書及び明細書の写し(治療期間分全てを準備してください)
- ④限度額適用認定証又は高額療養費の支給が済んでいることがわかるものの写し(特定不妊治療の場合は必須)
- ⑤付加給付の金額が確認できるものの写し(該当する場合)
- ⑥振込先口座情報が確認できるものの写し(通帳またはキャッシュカードの写し)
- ⑦事実婚に関する申立書(該当する場合)
- ⑧通院状況確認書(特定不妊治療の場合は必須)
- ⑨通院交通費の領収書の写し(バス、JRなど)

* 申請時の注意点 *

- ・特定不妊治療は、治療1回分ごとに申請してください。
- ・一般不妊治療は、年度治療分を年度末にまとめて申請してください。ただし、治療が終了した場合や自己負担額が10万円を超えた場合は随時申請できます。
- ・申請書類は、保健センターで配布しているほか、音更町ホームページからもダウンロードできます。特定不妊治療と一般不妊治療それぞれの様式があります。

ご不明な点がございましたら、町ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

音更町健康推進課おやこ保健係(保健センター)

住 所：音更町新通8丁目5番地

電 話：0155-42-2712

受付時間：午前8時45分から午後5時30分まで(土日祝・年末年始除く)



▲ 音更町ホームページ

